



市 章

# 大津市公報

平 成 25 年 11 月 13 日  
号 外 ( 第 65 号 )

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

<b>条 例</b>	
63 大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例.....	1
<b>規 則</b>	
112 大津市職員不祥事防止対策検討委員会規則.....	1

## 条 例

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。  
平成25年11月13日

大津市長 越 直 美

### 大津市条例第63号

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例  
大津市附属機関設置条例（平成24年条例第49号）の一部を次のように改正する。  
別表市長の部大津市入札監視委員会の項の次に次のように加える。

大津市職員不祥事 防止対策検討委員 会	職員の不祥事を防止するため に必要な事項を調査審議する こと。	3 人	学識経験を有する者
---------------------------	---------------------------------------	-----	-----------

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 規 則

大津市職員不祥事防止対策検討委員会規則を公布する。  
平成25年11月13日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第112号

大津市職員不祥事防止対策検討委員会規則

（趣旨）

**第 1 条** この規則は、大津市附属機関設置条例（平成24年条例第49号）第 4 条の規定に基づき、大津市職員不祥事防止対策検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。  
（所掌事務）

**第 2 条** 委員会は、市長の諮問に応じ、本市における職員の不祥事の原因や背景を検証するとともに、職員の不祥事を防止するために必要と認められる次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。

職員倫理の向上に関すること。

職員の不祥事を許さない職場風土及び組織環境の構築に資する制度等の整備に関すること。

前 2 号に掲げるもののほか、職員の不祥事を防止するために必要な事項に関すること。

（委員の任期）

**第 3 条** 委員の任期は、委嘱の日から市長に対する答申を行う日までとする。

（委員長）

**第 4 条** 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

**第 5 条** 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、3 人の委員が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。
- 4 会議は、原則として非公開とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、委員会は、大津市情報公開条例（平成 14 年条例第 4 号）第 7 条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項及び懲戒処分等の公表基準において公表しない事項以外の事項を調査審議する場合にあっては、委員長が会議に諮って会議を公開することができる。

（関係者の出席）

**第 6 条** 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（調査員）

**第 7 条** 委員会は、所掌事務を遂行するために必要な調査を行わせるため、調査員を置くことができる。

- 2 調査員は、前項の調査に必要な学識経験その他専門性を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 調査員は、委員会の指示に基づき委員会の行う調査を補助し、業務を終えたときは、書面により速やかに委員会に報告するものとする。
- 4 調査員には、別表に基づき謝礼及び旅費を支給する。

（庶務）

**第 8 条** 委員会の庶務は、総務部コンプライアンス推進室において処理する。

（守秘義務）

**第 9 条** 委員及び調査員は、委員会の調査、会議等の活動に関連して知り、又は知り得た情報について秘密を厳守し、これを開示し、又は漏洩してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（その他）

**第 10 条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**別表**（第 7 条関係）

- 1 調査員に対する謝礼の額 調査等 1 日当たり 9,000 円
- 2 調査員に対する旅費の額 大津市職員等の旅費に関する条例（昭和 32 年条例第 31 号）の規定に基づき職員に支給される旅費の算定方法に準じて算定した額